

平成二十五年第一回臨時会

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録

青森県後期高齢者医療広域連合議会

目 次

第 1 号 平成 25 年 7 月 8 日（月）

議事日程 第 1 号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者の職氏名	2
出席書記氏名	2
開会・開議	3
議席の指定（日程第 1）	3
会議録署名議員の指名（日程第 2）	3
会期の決定（日程第 3）	3
諸般の報告	3
議案 3 件一括議題（日程第 4－6）	3
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	4
副広域連合長の選任について（日程第 7）	6
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	7
監査委員の選任について（日程第 8）	7
提案理由の説明 広域連合長（鹿内博君）	7
発言の申し出 舘岡一郎君	8
発言の申し出 広域連合長（鹿内博君）	9
閉会	9

平成 25 年第 1 回臨時会 青森県後期高齢者医療広域連合議会会議録第 1 号
平成 25 年 7 月 8 日（月曜日）

○議事日程 第 1 号

平成 25 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会
平成 25 年 7 月 8 日（月曜日） 午後 2 時開議

- 第 1 議席の指定
 - 第 2 会議録署名議員の指名
 - 第 3 会期の決定
(諸般の報告)
 - 第 4 議案第 6 号 専決処分の承認について
(青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与の特例に関する
条例の制定について)
 - 第 5 議案第 7 号 専決処分の承認について
(青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減
少及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について)
 - 第 6 議案第 8 号 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期
高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について
 - 第 7 議案第 9 号 副広域連合長の選任について
 - 第 8 議案第 10 号 監査委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（11 名）

- 1 番 丸 野 達 夫 君
- 4 番 中 田 博 文 君
- 9 番 山 本 清 秋 君
- 10 番 田 中 友 彦 君
- 12 番 森 内 勇 君
- 13 番 桂 田 正 春 君
- 14 番 山 田 年 伸 君
- 15 番 安 田 弘 君
- 16 番 中 谷 純 逸 君
- 18 番 太 田 健 一 君

20番 木村勝彦君

○欠席議員（7名）

2番 葛西憲之君
3番 小林真君
5番 平山誠敏君
6番 小山田久君
7番 舩見亮悦君
8番 宮下順一郎君
17番 蛸島敏春君

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 鹿内博君
事務局長 小林順一君
会計管理者 石澤淳一君
業務課長 西澤徹君

○出席書記氏名

書記長 横内逸雄
書記 磯野裕子
書記 葛西孝徳

午後 2 時開会

○議長（丸野達夫君） これより、平成 25 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 議席の指定

○議長（丸野達夫君） 日程第 1 「議席の指定」を行います。

今回、新たに当選された議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 2 項の規定により、議長において議席を変更し、ただいま御着席のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議長（丸野達夫君） 日程第 2 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 71 条の規定により、9 番山本清秋議員及び 10 番田中友彦議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

○議長（丸野達夫君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（丸野達夫君） お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（丸野達夫君） この際、諸般の報告を行います。

閉会中の議員の異動についてであります。お手元に配付しております広域連合議員異動報告書のとおりであります。

日程第 4 議案第 6 号 専決処分の承認について（青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与の特例に関する条例の制定について）～

日程第 6 議案第 8 号 青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（丸野達夫君） 日程第 4 議案第 6 号「専決処分の承認について」から日程第 6 議

案第 8 号「青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」までの計 3 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

[広域連合長鹿内博君登壇]

○広域連合長（鹿内博君） 平成 25 年第 1 回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会の開会に当たり、議案の概要について御説明を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

私は、平成 21 年 5 月に、広域連合長に選出され、その任に当たってまいりましたが、本年 4 月 23 日をもって、任期が満了となりましたことから、先般実施されました広域連合長選挙によりまして、引き続き広域連合長に就任させていただきました。

2 期目に当たりましても、被保険者の皆様に安心して医療を受けていただけるよう、円滑な制度運営に、全力で取り組んでまいる所存でございますので、今後とも御指導、御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、今後の高齢者医療制度については、御承知のとおり、昨年 8 月に成立いたしました「社会保障制度改革推進法」に基づき設置された「社会保障制度改革国民会議」において、現在、医療、介護や年金などの改革について、活発な議論が進められているところであります。

このような中、当広域連合においては、全国の広域連合からなる全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、国に対して「制度の見直し等に当たっては、社会保障制度改革国民会議における結論に基づき、速やか、かつ確実に実行すること。」「現行制度の運営が都道府県単位であることを踏まえ、制度運営に最も適した運営主体のあり方を明確にし、関係機関との調整を精力的に行うこと。」、また「制度見直しに際しては、国民、地方公共団体、関係機関等に混乱が生じないよう十分な対策を講ずること。」など、将来にわたり国民が安心して生活できるよう、医療保険制度に係る中長期的な方針を示し、国として万全の対策を講ずるよう、要望しているところであります。

いずれにいたしましても、当広域連合の役割は、円滑で安定した制度運営に取り組むこととでございます。被保険者の皆様が、お住まいの地域で、安心して安定した医療を受けられるよう、これまで以上に 40 市町村との連携を強化し、運営主体としての責任を果たしてまいる所存でありますので、議員の皆様には、今後とも一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本臨時会に御提案いたしました議案のうち議案第 6 号から議案第 8 号までの 3 件の議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 6 号及び議案第 7 号の 2 件の専決処分の承認についてであります。

議案第 6 号青森県後期高齢者医療広域連合職員の給与の特例に関する条例の制定については、平成 25 年 6 月 28 日に専決処分したものであります。

国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、各地方公共団体において速やかに国に準じて必要な措置を講ずるよとの国からの要請に基づき、青森県において、職員の給与を減額するための職員の給与の特例に関する条例を制定したことから、青森県の職員の給与の減額支給措置に準じて、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、給料については、職務の級が 2 級以下は 4.71%、3 級から 6 級までは 7.71%、7 級以上は 9.71%、管理職手当については、10%、期末手当及び勤勉手当については、7.18%それぞれ減額するため、給与の特例に関する条例を制定したものであります。

次に、議案第 7 号青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、平成 25 年 5 月 22 日に専決処分したものであり、青森県市町村総合事務組合の構成団体である黒石地区消防事務組合が、平成 25 年 6 月 30 日をもって解散することから、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について、青森県市町村総合事務組合から協議を求められたものであります。

なお、この 2 件は、いずれも地方自治法第 292 条において準用する同法第 179 条第 1 項の規定に基づき、やむを得ず専決処分したものであります。

何とぞ御承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第 8 号青森県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び青森県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

特別会計に関する法律の改正により、国有林野事業特別会計が廃止されたことから、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定される不開示情報の機関から国の機関を削除し、また、統計法の全部が改正されたこと及び統計報告調整法が廃止されたことから、当該法律を引用している個人情報保護条例の適用除外に係る条項の整理を行うものであります。

さらに、青森県に準じて、情報公開条例及び個人情報保護条例に規定される不服申し立てがあった場合の手續に係る条項の整理を行うため、改正をしようとするものであります。

以上が、議案第 6 号から議案第 8 号までの議案の概要であります。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（丸野達夫君） 議案第 6 号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第 6 号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第6号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、承認することに決しました。

議案第7号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第7号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第7号について、承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、承認することに決しました。

議案第8号について、これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

議案第8号について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第9号 副広域連合長の選任について

○議長（丸野達夫君） 日程第7議案第9号「副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○**広域連合長（鹿内博君）** 議案第9号について御説明申し上げます。

平成23年第2回定例会において御同意をいただき、選任いたしました副広域連合長越善靖夫氏は、去る4月12日をもって任期が満了いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、板柳町長舘岡一郎氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付いたしたとおりであります。

○**議長（丸野達夫君）** これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（丸野達夫君）** 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（丸野達夫君）** 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第9号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（丸野達夫君）** 御異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

日程第8 議案第10号 監査委員の選任について

○**議長（丸野達夫君）** 日程第8議案第10号「監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○**広域連合長（鹿内博君）** 議案第10号について御説明申し上げます。

平成21年第1回臨時会において御同意をいただき、選任いたしました監査委員柿崎俊雄氏は、去る5月18日をもって辞任いたしました。そこで、この後任について慎重に検討した結果、青森市代表監査委員山形博氏が適任と認められますので、選任いたしたいと存じます。

何とぞ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、同氏の経歴についてはお手元に配付いたしたとおりであります。

○**議長（丸野達夫君）** これより質疑に入ります。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております議案第 10 号については、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（丸野達夫君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、同意することに決しました。

○議長（丸野達夫君） この際、先ほど副広域連合長に選任することに同意された館岡一郎君から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

館岡一郎君の登壇を願います。

〔館岡一郎君登壇〕

○館岡一郎君 議長のお許しをいただきまして、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員各位の御同意をいただきまして、副広域連合長に就任させていただくことになりました、板柳町長の館岡でございます。よろしく願い申し上げます。

後期高齢者医療制度については、運用開始から 6 年目となり、安定的な運営がなされてきているところでございます。しかし、急速な高齢化の進展や医療技術の高度化などにより、年々医療費が増加してきておりまして、国においては現在、高齢者医療制度の今後のあり方について、「社会保障制度改革国民会議」において、議論が進められているところではあります。いまだ、先行き不透明な状況にあります。

このような状況下でございますが、高齢者の皆様が安心して医療を受けることができるよう、精一杯職務を果たさせていただきたいと思っております。

広域連合は、文字どおり後期高齢者医療制度を運営するための県内 40 市町村の連合体でございます。

制度が円滑に運営されるためには、広域連合と市町村の連携が何よりも重要であると考えております。

微力ではございますが、広域連合長の補佐役として、市町村間の連携に努め、後期高齢者医療制度が円滑に運営されるよう、誠心誠意努めてまいり所存でございます。議員各位の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日は、副広域連合長就任の御同意と、このようなごあいさつをさせていただく機会を賜り、まことにありがとうございました。（拍手）

○議長（丸野達夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

○議長（丸野達夫君） 閉会に当たり、広域連合長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。広域連合長。

〔広域連合長鹿内博君登壇〕

○広域連合長（鹿内博君） 本日は、慎重なる御審議の結果、原案どおり、専決処分の御承認をはじめ、条例案の御議決並びに人事案件の御同意を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今後の高齢者医療制度につきましては、現在、社会保障制度改革国民会議において、検討が進められており、国民会議の設置期限であります8月21日までには、新たな方向性が示されるものと考えております。

当広域連合といたしましては、今後においても、国の状況変化等に、適時・適切に対応してまいりたいと考えております。

皆様方には、これから夏のイベント、あるいは夏祭り、また、お盆の行事などなにかとお忙しい時期となりますが、後期高齢者医療広域連合議員のお立場のみならず、それぞれ市町村長または市町村議会議長としてのお立場での、ますますの御健勝と御活躍をお祈り申し上げたいと思います。

さらには、それぞれの市町村のなお一層の御発展を祈念申し上げ、本日臨時議会のお礼のあいさつとさせていただきます。

本日は、まことにありがとうございました。

閉 会

○議長（丸野達夫君） これにて、平成25年第1回青森県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ごくろうさまでした。

午後2時19分閉会

署名

地方自治法第 292 条において準用する同法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

青森県後期高齢者医療広域連合議会

議長 丸野達夫

議員 山本清秋

議員 田中友彦